

北本市議会 議会報告会（第 47 回） 次第

令和 8年 1月24日（土）
午後 1時30分から 南部公民館
【司会進行】 広報広聴副委員長

1 開会 広報広聴委員長

2 あいさつ 議長

3 各議員による自己紹介

4 議会報告会の進め方について

5 【第 1 部】 定例会の報告

（1） 令和 7 年第4回定例会の報告

ア 先議議案及び議案74号等の審議概要 議会運営正副委員長

イ 委員会付託議案の審議概要

▷ 予算決算常任委員会の審議概要 予算決算常任正副委員長

▷ 総務文教常任委員会の審議概要 総務文教常任正副委員長

▷ 健康福祉常任委員会の審議概要 健康福祉常任正副委員長

▷ 建設経済常任委員会の審議概要 建設経済常任正副委員長

ウ 議会改革特別委員会中間報告概要 議会改革特別正副委員長

エ 議員提出議案等の審議概要 議会運営正副委員長

（2） 質疑応答

6 【第 2 部】 意見交換会

7 閉会

議案の概要

議案 番号	件 名	要 旨
7 4	第六次北本市総合振興計画 前期基本計画について (政策推進部政策推進課)	令和8年度からの5年間を計画期間とする前期基本計画の策定について、議会の議決を求めるもの
7 5	専決処分の承認を求めることについて(北本市印鑑条例の一部を改正する条例の一部改正について) (市民経済部市民課)	<p>1 趣旨 標準準拠システムの稼働日の延期に伴い北本市印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの</p> <p>2 内容 施行期日の変更(附則第1項)</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>
7 6	北本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (こども健康部保育課)	<p>1 趣旨 子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、こども誰でも通園制度に係る運営基準及び認可基準を定めるとともに、規定の整備をするもの</p> <p>2 内容 (1) 北本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正(第1条関係) ア 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の追加(第5条) イ 規定の整備(題名ほか) (2) 北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第2条関係) ア 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の追加</p>

		<p>(第4条)</p> <p>イ 規定の整備 (題名ほか)</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>
77	北本市国民健康保険税条例の一部改正について (こども健康部保険年金課)	<p>1 趣旨 地方税法施行令の一部改正を踏まえ、国民健康保険税の課税額の限度を改定するもの</p> <p>2 内容 (1) 課税額の限度の改定 (第2条) (2) 規定の整備 (第22条)</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日 (附則第1項) 令和8年4月1日 (2) 経過措置 (附則第2項)</p>
78	北本市立学校屋内運動場夜間開放使用料条例の一部改正について (教育部生涯学習課)	<p>1 趣旨 小中学校屋内運動場空調設備等設置事業の実施に伴い、学校体育施設開放における使用料を改定し、及び新設するとともに、規定の整備をするもの</p> <p>2 内容 (1) 屋内運動場夜間開放使用料の改定 (第2条) (2) 空調設備使用料の新設 (別表) (3) 規定の整備 (題名ほか)</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日 (附則第1項) 令和8年4月1日 (2) 経過措置 (附則第2項)</p>
79	公の施設の指定管理者の指定について (福祉部共生福祉課)	<p>1 公の施設の名称 北本市総合福祉センター</p> <p>2 指定管理者として指定するもの 北本市高尾1丁目180番地 社会福祉法人北本市社会福祉協議会 会長 稲木勝英</p> <p>3 指定の期間 令和8年4月1日から</p>

		令和13年3月31日まで
80	公の施設の指定管理者の指定について (福祉部障がい福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公の施設の名称 北本市立ふれあいの家 2 指定管理者として指定するもの 北本市緑4丁目197番地 特定非営利活動法人北本市手をつなぐ育成会 理事長 村田則弘 3 指定の期間 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
81	公の施設の指定管理者の指定について (こども健康部子育て支援課、教育部生涯学習課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公の施設の名称 北本市立児童館、北本市立こども図書館、北本市子育て支援センター及び北本市北本駅子育て支援センター 2 指定管理者として指定するもの 北本まちづくり共同事業体 <ol style="list-style-type: none"> (1) 代表構成員 埼玉県鴻巣市逆川1丁目2番2-502号 街活性室株式会社 代表取締役 斎藤徹 (2) 構成員 東京都文京区大塚3丁目1番1号 株式会社図書館流通センター 代表取締役 谷一文子 3 指定の期間 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
82	公の施設の指定管理者の指定について (都市整備部都市計画課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公の施設の名称 北本中央緑地及び下原緑地公園 2 指定管理者として指定するもの 北本市緑4丁目259番地 特定非営利活動法人北本雑木林の会 理事長 白川容子 3 指定の期間 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
83	市道の路線の廃止について	1 趣旨

	(都市整備部建設課)	<p>隣接する土地を所有する者からの買取りの申出に伴い、路線を廃止するもの</p> <p>2 内容 市道6321号線 L=54.91m W=1.78m~1.98m</p>
84	<p>工事請負契約の変更契約の締結について (教育部教育総務課)</p>	<p>1 契約の目的 小中学校屋内運動場空調設備等設置事業</p> <p>2 契約の金額 変更前 775,500,000円 変更後 787,820,000円</p> <p>3 契約の相手方 ソーセツ・正和特定建設工事共同企業体</p> <p>(1) 代表構成員 埼玉県熊谷市広瀬416番地1 ソーセツエンジニアリング株式会社熊谷支店 取締役支店長 内田正男</p> <p>(2) 構成員 埼玉県春日部市豊野町2丁目32番地19 正和工業株式会社 代表取締役 横田生樹</p>
85	<p>令和7年度北本市一般会計補正予算(第6号) (各部署)</p>	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 293億4,409万6千円</p> <p>(2) 補正後の額 295億3,620万8千円 歳入歳出それぞれ1億9,211万2千円を追加</p> <p>2 内容 歳出については、各事務事業費の見込額による所要額の補正を行い、歳入については、国庫支出金等の所要額の補正を行うとともに、財政調整基金繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。</p>

8 6	令和7年度北本市介護保険 特別会計補正予算（第3号） （福祉部高齢介護課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 6 5 億 4, 7 8 7 万 9 千 円 (2) 補正後の額 6 5 億 4, 9 2 7 万 6 千 円 歳入歳出それぞれ 1 3 9 万 7 千 円 円を追加 2 内容 歳出については、介護情報基盤 への介護保険被保険者証情報等の 連携等に伴うシステム改修に要す る経費を計上するとともに、保険 給付費支払基金積立金を減額し、 歳入については、国庫支出金を増 額し、補正予算収支の均衡を図つ た。
8 7	令和7年度北本市公共下水 道事業会計補正予算（第1号） （都市整備部建設課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 収入の総額 1 4 億 5, 9 6 4 万 5 千 円 支出の総額 1 7 億 5, 7 0 5 万 2 千 円 (2) 補正後の額 収入の総額 1 4 億 8, 2 5 4 万 5 千 円 支出の総額 1 7 億 7, 9 9 5 万 2 千 円 収入支出それぞれ 2, 2 9 0 万 円を追加 2 内容 支出について、流域下水道建設 負担金の増額に伴う所要額の補正 を行い、収入については、流域下 水道債の所要額の補正を行った。

報告の概要

報告 番号	件 名	要 旨
1 0	専決処分の報告について （北本市放課後児童健全育 成事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一 部改正について） （こども健康部子育て支援課）	1 概要 児童福祉法の一部改正に伴い当 然に必要なとされる規定の整備につ いて、地方自治法第180条第1 項の規定により専決処分したの で、同条第2項の規定により報告 するもの 2 専決処分の日 令和7年9月30日
1 1	専決処分の報告について （北本市建築基準法等関係 手数料条例の一部改正につ いて） （都市整備部建築開発課）	1 概要 建築基準法施行令の一部改正に 伴い当然に必要なとされる規定の整 備について、地方自治法第180 条第1項の規定により専決処分し たので、同条第2項の規定により 報告するもの 2 専決処分の日 令和7年10月27日

令和7年度一般会計補正予算等の概要

1 補正予算の規模

一般会計（6号）		192,112千円(補正後累計)	29,536,208千円)
介護保険特別会計（3号）		1,397千円(補正後累計)	6,549,276千円)
公共下水道事業会計（1号）	収入	22,900千円(補正後累計)	1,482,545千円)
	支出	22,900千円(補正後累計)	1,779,952千円)

2 一般会計補正（第6号）の内容

（歳出）

ふるさと納税事業	100,000千円
児童手当の増額	40,440千円
保育所等賄材料費の増額	2,500千円
保育所電気料金の増額	820千円
国・県支出金返納金	48,352千円

（歳入）

国庫支出金（児童手当負担金）	25,397千円
県支出金（児童手当負担金）	7,521千円
寄附金（ふるさと応援寄附金）	100,000千円
繰入金（財政調整基金）	49,395千円
諸収入（過年度収入）	9,799千円

（繰越明許費）

戸籍・戸籍附票標準準拠システム移行事業	1,584千円
---------------------	---------

（債務負担行為）

広報きたもと印刷業務	40,186千円
コンビニ交付システム更新業務	25,240千円
ふるさと納税推進業務	ふるさと納税推進業務に必要な経費
生活困窮者学習支援業務	8,712千円
リンクワーカー配置業務	9,525千円
北本市総合福祉センター管理運営業務	278,557千円
北本市立ふれあいの家管理運営業務	131,741千円
乳児用品貸出業務	1,634千円
北本市地域子育て支援センター管理運営業務	160,549千円
北本市立児童館管理運営業務	292,675千円
予防接種ワクチン購入業務	65,333千円
道路緊急補修・砂利道補修業務	57,000千円
道路清掃・植栽管理業務	12,000千円
道路維持基盤整備業務	40,000千円
北本中央緑地・下原緑地公園管理運営業務	49,990千円
小・中学校水泳指導民間委託業務	138,801千円
小・中学校児童生徒健康診断業務（尿検査）	1,651千円
北本市立こども図書館管理運営業務	208,463千円
北本市文化センター電気室変圧器等改修業務	52,349千円

予算決算常任委員会委員長報告

去る12月2日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案3件です。議案につきましては、各分科会におきまして慎重な審査を行い、各分科会長から報告を受けた後、報告に対する、質疑、討論、採決を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

1 審査年月日 令和7年12月17日(水)

2 場 所 議 場

3 出席委員 青野康子、斉藤 章、桜井 卓、今関公美、
小久保博雅、毛呂一夫、岡村有正、湯沢美恵、
島野和夫、高橋 誠、永井 司、金森すみ子、
村田裕子、滝瀬光一、中村洋子、現王園孝昭、
諏訪幸男、工藤日出夫、大嶋達巳

4 審査結果

「議案第85号」令和7年度北本市一般会計補正予算（第6号）については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第86号」令和7年度北本市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第87号」令和7年度北本市公共下水道事業会計補正予算（第1号）については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第85号」について

初めに、総務文教分科会会長報告の内容について、主な質疑を申し上げます。

(1) 債務負担行為のうち小・中学校水泳指導民間委託業務及び北本市文化センター電気室変圧器等改修業務に関して、「小・中学校水泳指導民間委託業務を3年契約とする理由及び委託料について」、「令和7年度から小学校においても水泳指導民間委託業務を行ってきたが、その評価について」、「北本市文化センター電気室変圧器等改修業務において債務負担行為を設定する必要となった経緯について」質疑がありました。

(2) 寄附金のうち一般寄附金に関して、「ふるさと応援寄附金を増額補正した理由及び今年度の寄附実績について」質疑がありました。

次に、健康福祉分科会会長報告の内容について、主な質疑を申し上げます。

(1) 債務負担行為のうち、リンクワーカー配置業務、北本市総合福祉センター管理運営業務及び北本市立ふれあいの家管理運営業務に関して、「リンクワーカー配置業務の予算が増額した理由について」、「北本市総合福祉センター管理運営業務における1年当たりの指定管理料の上昇について」、「北本市立ふれあいの家管理運営業務における1年当たりの指定管理料の上昇について」質疑がありました。

(2) 民生費のうち児童措置費に関して、「児童手当の増額理由について」質疑がありました。

(3) 民生費のうち保育所費に関して、「保育所の賄材料費の増額根拠について」質疑がありました。

次に、建設経済分科会会長報告の内容について、主な質疑を申し上げます。

(1) 債務負担行為のうち、道路緊急補修・砂利道補修業務及び道路清掃・植栽管理業務に関して、「令和7年度当初予算と同額で債務負担行為を設定していると思うが、令和6年度の執行状況なども踏まえて、この金額とした理由について」質疑がありました。

(2) 繰越明許費のうち、戸籍住民基本台帳費に関して、「繰越に伴って、市民生活や実務にどのような影響があるのか」と質疑がありました。

各分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

◎「議案第86号」について

健康福祉分科会会長報告の内容について、主な質疑を申し上げます。

(1) 総務費のうち介護認定費に関して、「システム改修の内容について」質疑がありました。

健康福祉分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

◎「議案第87号」について

建設経済分科会会長報告の内容について、主な質疑を申し上げます。

(1) 下水道事業資本的支出のうち流域下水道建設負担金に関して、「今回、補正が必要となった経緯について」、「負担金として2,290万円が計上されているが、どのような計算式でこの金額が算出されているのか」と質疑がありました。

建設経済分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

なお、各分科会会長から報告のあった内容の詳細につきましては、各分科会会長報告のとおりですので、御覧いただきますようお願いいたします。

以上、報告いたします。

令和7年12月19日

予算決算常任委員会
委員長 大嶋達巳

北本市議会議長 保角美代様

総務文教常任委員会委員長報告

去る12月2日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案2件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和7年12月3日(水)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 諏訪幸男、今関公美、湯沢美恵、保角美代、
現王園孝昭、大嶋達巳、毛呂一夫
- 4 審査結果

「議案第78号」北本市立学校屋内運動場夜間開放使用料条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第84号」工事請負契約の変更契約の締結については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第78号」について

(1) 「使用料金の支払いにはプリペイドカードを使用するということが、プリペイドカードの価格及び購入場所並びに残高が残存した場合の取扱いについて」質疑したところ、「プリペイドカードの額面は、1枚当たり3,000円とし、生涯学習課窓口にて販売するという方向で検討しています。未使用分の払い戻しは行わず、全額を使い切っていただくことを前提としています」との答弁がありました。

(2) 「屋内運動場の使用は、利用登録団体に限られるとのことだが、利用

登録団体数について」質疑したところ、「令和7年度においては、学校体育施設利用団体として59団体が登録をしています。そのうち、今回の対象となる屋内運動場の登録数は37団体です」との答弁がありました。

(3) 「使用料・手数料の適正化に関する基本方針に基づき算定した場合の、各校における照明設備及び空調設備の原価について」質疑したところ、「各校の照明設備の1時間当たりの電気料金は、中丸小学校99円、石戸小学校99円、南小学校110円、北小学校116円、西小学校132円、東小学校154円、中丸東小学校138円、北本中学校198円、東中学校110円、西中学校165円、宮内中学校99円と試算しています。一方、空調設備の30分当たりの電気料金は、中丸小学校655円、石戸小学校518円、南小学校518円、北小学校709円、西小学校456円、東小学校709円、中丸東小学校501円、北本中学校700円、東中学校938円、西中学校768円、宮内中学校803円と試算しています」との答弁がありました。

(4) 「使用料・手数料の適正化に関する基本方針における性質別分類はどこに属するのか」と質疑したところ、「本件は、施設またはサービスの性質上、使用料・手数料の適正化に関する基本方針における算定方法を適用することが困難であるため、基本方針の対象とはならず、いずれの分類にも該当しないと判断しています」との答弁がありました。

(5) 「各体育館の必要経費が異なっているが、最少額の経費に基準を合わせる理由について」質疑したところ、「照明の照度や空調の温度など、利用いただく水準は同一に設定しています。さらに、学校施設の性質上、学校が使用しない時間に限定して利用いただく施設であること、生涯スポーツの推進を図る観点も踏まえ、試算した料金のうち最低額を基準としたものです」との答弁がありました。

(6) 「今回の条例改正は特定の団体を優遇するものではないと理解してよ

いか」と質疑したところ、「特定の団体を優遇するものではなく、生涯スポーツの推進を目的として、様々な登録団体が利用しやすい環境を整えるためのものです」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第84号」について

(1) 「変更契約の内容及び増額理由について」質疑したところ、「当初、11校すべてにおいて東京電力からの別引込みによる電源確保を予定していましたが、宮内中学校のみ必要電力量が容量を超えることが判明しました。そのため、学校全体の受電設備を経由する方式へ変更し、受電設備の増強及び配管・配線工事に係る費用として1,550万6,700円の増額が発生しました。一方、契約仕様に基づき事業者から減額提案があり、エアー搬送ファンの設置取り止め（3校）、冷媒管ラッキング材質の変更、プルボックス材質の変更の3点を承認し、318万6,700円の減額となりました。結果として、差引1,232万円の増額が必要となったものです」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

令和7年12月19日

総務文教常任委員会
委員長 毛 呂 一 夫

北本市議会議長 保 角 美 代 様

健康福祉常任委員会委員長報告

去る12月2日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案5件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和7年12月5日(金)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 島野和夫、村田裕子、滝瀬光一、中村洋子、
工藤日出夫、高橋 誠
- 4 審査結果

「議案第76号」北本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第77号」北本市国民健康保険税条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第79号」公の施設の指定管理者の指定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第80号」公の施設の指定管理者の指定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第81号」公の施設の指定管理者の指定については、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第76号」について

(1) 「こども誰でも通園制度の利用までの流れ及び利用開始までに要する期間について」質疑したところ、「希望者には利用認定申請をしていただき、その後、中央保育所での事前面談において、子どもの状況や特性を確認します。面談の結果、安全に利用できると判断した場合には、インターネット予約システムを通じて利用日を予約いただきます。利用開始までの日数については、今後制度を本稼働させていく中で、できる限り短縮するよう進めていきます」との答弁がありました。

(2) 「利用時間を午前中のみを設定した理由について」質疑したところ、「県内で先行して事業を実施している自治体の状況を見ると、午前中の利用希望が約7割を占めています。午後の需要もあると推測されますが、全国でも始まったばかりの制度であることから、まずは需要が大きいと予測される午前中の利用からの開始としました」との答弁がありました。

(3) 「実施施設を中央保育所のみとした理由について」質疑したところ、「市内の幼稚園協会及び保育園協会からは、国の補助金や給付金の詳細が示されていない状況にあり、自施設の費用負担分が不明な中での実施は困難であるとの意見がありました。このことから、まずは公立保育所で実施し、情報提供を行うことで順次民間施設でも展開していただきたいと考えます。中央保育所以外の公立保育所についてですが、東保育所は既に一時保育や病後児保育事業を実施しているため、新たな事業の実施は困難な状況です。また、深井保育所は、施設のスペースに余裕がないことから受入れが難しいため、安全な保育環境を提供できる中央保育所での実施としました」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第77号」について

(1) 「条例の一部改正による変更点と税収への影響について」質疑したところ、「今回の賦課限度額の引上げは、国民健康保険税のうち、医療費分及び後期高齢者支援金分に係るもので、改正前と比べて医療費分104万円、後期高齢者支援金分202万円の計306万円の増収を見込んでいます。この変更により、賦課限度額に達している世帯は、医療費分が105世帯から2世帯減の103世帯、後期高齢者支援金分は107世帯から12世帯減の95世帯となります」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第79号」について

(1) 「生活介護事業の利用状況について」質疑したところ、「平成30年度の利用率は43.8%であり、令和元年度には56.1%へ上昇しました。その後令和2年度は47.3%、令和3年度は39.2%と続けて低下し、令和6年度の利用率は37.1%となっています。新型コロナウイルス感染症の影響により稼働率が大きく落ち込み、収束後も利用者数は回復していません」との答弁がありました。

(2) 「指定管理料の増額による生活介護事業の損益改善の見込みについて」質疑したところ、「今回の指定管理料の増額分のみでの事業黒字化は難しく、利用人数の増加を図っていく必要があります。令和6年度の生活介護利用者の延べ人数は1,789人であり、2,000人程度まで増加すれば黒字化が可能と試算しています。今後は、身体障がい者の方だけでなく知的障がい者の方も受入対象とし、養護学校等へ施設の周知活動を行い、若い年齢層の利用者が興味を持てるようなプログラムの工夫をして、利用者を増やす取組を進めていく予定です」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第80号」について

(1) 「北本市立ふれあいの家の施設利用状況について」質疑したところ、「定員50人に対し、令和6年度中は38人程で推移していました。収支としては黒字です。今年度も令和7年8月時点で39人の利用登録者がいるため、利用者増加の取組は行っているものと考えています」との答弁がありました。

(2) 「次期指定管理期間の収支計画について」質疑したところ、「新たに提出された計画においても、利用者拡大の働きかけを継続し、利用者数は増加していく見込みとなっています。収支についても、引き続き黒字の見込みで提出されています」との答弁がありました。

(3) 「定員数について」質疑したところ、「障害福祉サービスの生活介護については、支給決定者数が増加傾向にあり、市の定めた障害福祉計画においても、利用者は増加していくとの見込みを立てています。一方で、近隣市も含め民間の障害福祉サービス事業所や生活介護事業所の整備も進んでおり、生活介護を提供する北本市立ふれあいの家、北本市総合福祉センター及び北本市立あすなろ学園においては、定員に余裕があるため、当面は不足することはないと考えています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第81号」について

(1) 「市内検査委員会にて2年連続で指摘されていた北本市立こども図書館の人員費の赤字について」質疑したところ、「担当課である生涯学習課からも改善に努めるよう指定管理者に伝えており、様々な対応を検討していたものの、それを上回るペースで人員費が上昇し、改善には至りませんでした」との答弁がありました。

(2) 「今後の指定管理においても収支の赤字が発生する可能性があるが、その場合の対応について」質疑したところ、「現期間については、5年間の

指定管理料が全く上昇せず、同額となっていました。新たな提案では、人件費の上昇と物価高騰を見込み、毎年2%程度の金額上昇を反映した指定管理料となっています。また、人件費がさらに上昇した場合には、本社管理費等を予算に計上しているため、これを充当して対応するとの回答が街活性室株式会社からありました。なお、北本市立児童館の指定管理業務を担う街活性室株式会社及び北本市立こども図書館の指定管理業務を担う株式会社図書館流通センターの財務状況についても対応可能な資力があることを確認しています」との答弁がありました。

(3) 「現在の北本まちづくり共同体の構成員であるNPO法人カローレが今回含まれていない理由及び収支への影響について」質疑したところ、「次期指定管理期間においては、同じ北本まちづくり共同事業体という名称ではあるものの、街活性室株式会社と株式会社図書館流通センターの2者構成となります。街活性室株式会社からは、NPO法人カローレが運営に関するノウハウをこの5年間で伝え、今後は街活性室株式会社で担えると判断したため、今回は不参加としたとの回答をいただいています。なお、現在指定管理料から支払われているコンサルタント料が今後なくなることから、1年あたり約60万円の収支改善となります」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上報告いたします。

令和7年12月19日

健康福祉常任委員会

委員長 高橋 誠

北本市議会議長 保角美代様

建設経済常任委員会委員長報告

去る12月2日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案2件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和7年12月4日(木)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 斉藤 章、桜井 卓、青野康子、小久保博雅、
岡村有正、金森すみ子、永井 司
- 4 審査結果

「議案第82号」公の施設の指定管理者の指定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第83号」市道の路線の廃止については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第82号」について

(1) 「もう一者と比較して、雑木林の会のどのような事業提案や事業内容が高く評価されたのか」と質疑したところ、「市としては、雑木林はなるべく手をつけずにそのままの形で残したいと考えています。雑木林の会の提案は、雑木林を将来にわたり残していくという取組の提案でした。一方、もう一者は、都市公園として活用するという提案でしたので、雑木林の会の雑木林を守るという取組が評価されたものです。また事業としても、自然観察会や中学生ボランティア教室、雑木林を楽しむ集い等、これまでに親しまれているイベントの実績があり、その点が評価されています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第83号」について

(1) 「路線廃止後の売払金額について」質疑したところ、「土地の価格は、1平方メートル当たり4万1,875円となります。実測後の面積にその金額を乗じて、売払金額を算出します」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

令和7年12月19日

建設経済常任委員会
委員長 永井 司

北本市議会議長 保角美代様

議会改革特別委員会委員長中間報告

令和7年第2回定例会において本委員会に付託され、令和7年第3回定例会から閉会中の継続審査となっていました議会改革特別委員会について、6回の委員会を開催いたしましたので、審査経過の概要を下記のとおり報告いたします。また、この間、ファシリテーション研修会を開催いたしましたので、その内容についても併せて報告いたします。

記

【第6回】

- 1 審査年月日 令和7年10月7日(火)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 中村洋子、桜井 卓、小久保博雅、湯沢美恵、
島野和夫、永井 司、滝瀬光一、大嶋達巳、
工藤日出夫
- 4 議 題 (1) 議会モニター制度の充実について
(2) その他

北本市議会モニター設置要綱を踏まえ、議会モニター制度の現状と課題について議論を行いました。議会モニターの参加意欲向上と意見提出の促進を図るためには、意見を提出できる範囲の拡大を図り、より主体的に関与できる環境の整備が必要であるとの認識を共有しました。また、議会モニター制度の認知度向上を図るため、ホームページや広報紙等を活用した周知の徹底が必要であることを確認しました。なお、設置要綱にある謝礼の取り扱いについては、今後の運用状況や社会的動向の推移を見ながら検討を進めることとしました。

【第7回】

- 1 審査年月日 令和7年10月17日(金)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 中村洋子、桜井 卓、小久保博雅、湯沢美恵、
島野和夫、高橋 誠、永井 司、滝瀬光一、
大嶋達巳、工藤日出夫
- 4 議 題 (1) 議会活動の発信機能の強化について
(2) その他

議会の情報発信機能の強化については重要な課題であるとの認識を共有し、特にSNSの活用が効果的な手段であるとの意見が多く示されました。SN

Sを既存の広報媒体（ホームページ、議会だより、議会報告会等）と連携させることで、従来以上に情報発信力を高めることが可能であるとの意見が出されました。今後はSNS運用に関する基本的なルールの策定や具体的な運用方法の整理を進めていくこととしました。また、令和8年1月に市民との意見交換会を開催することとしました。

【 第 8 回 】

- 1 審査年月日 令和7年11月4日(火)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 中村洋子、桜井 卓、小久保博雅、湯沢美恵、
島野和夫、高橋 誠、滝瀬光一、大嶋達巳、
工藤日出夫
- 4 議 題 (1) 議会活動の発信機能の強化について
(2) 議員定数について
(3) その他

情報発信機能強化の一環として、SNSの媒体を「X」とし、「北本市議会SNS運営ポリシー及びソーシャルメディアにおける情報発信ガイドライン」を基礎に、広報広聴委員会において細かな運用規則を策定する方針としました。

また、議員定数についても議論し、算定方式について検討を行いました。算定の考え方としては、常任委員会の数を基準とする方法、委員会を基本単位とした適正人数の考え方、人口比例方式、行政区や学区など地域単位からの算定、議会費を市全体予算の一定割合とする方式、さらに類似都市との比較といった複数の方式が示されました。これらを踏まえ、単一の方式に依拠するのではなく、多角的に検討する必要があるとの認識を共有しました。次回委員会においても、引き続き議員定数について検討を進めることとしました。

【 第 9 回 】

- 1 審査年月日 令和7年11月17日(月)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 中村洋子、桜井 卓、小久保博雅、湯沢美恵、
島野和夫、高橋 誠、永井 司、滝瀬光一、
大嶋達巳、工藤日出夫
- 4 議 題 (1) 議員定数について
(2) その他

議員定数を検討するにあたり、現行の3常任委員会方式は妥当であるとの

意見や、政策提言や条例制定には専門的知識が必要であるため、議員活動を支える事務局職員の体制強化が不可欠であるとの意見等が出されました。これらの議論を踏まえ、令和8年1月17日（土）文化センター第3会議室において「議会改革に関する意見交換会」を開催し、これまでの議論内容を報告するとともに、議員定数及び議員報酬をテーマに市民との意見交換を行うこととしました。周知方法は、市議会ホームページ、広報きたもと1月号、北本市公式LINE、ポスター掲示によって行うこととしました。

【議員研修会】 開催年月日 令和7年11月18日(火)

全議員を対象としてファシリテーション研修会を開催しました。講師には一般社団法人地方公共団体政策支援機構の渡辺氏をお招きし、全国約20の自治体で政策アドバイザー・議会アドバイザーとして培われた豊富な経験に基づき、「議会が身につけるべきファシリテーションとは」を演題に研修を行いました。研修はワークショップ形式で実施され、議員間討議における実践的なポイントについて学ぶことができ、大変有意義なものとなりました。

【第10回】

- 1 審査年月日 令和7年12月2日(火)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 中村洋子、桜井 卓、小久保博雅、湯沢美恵、
島野和夫、高橋 誠、永井 司、滝瀬光一、
大嶋達巳、工藤日出夫
- 4 議 題 (1) 議員報酬について
(2) その他

議員報酬について、政務活動費との関連性、活動量と報酬の均衡、若年層の参画促進、決定プロセスにおける課題など、多角的な視点から議論が交わされました。さらに、議員活動に伴う費用負担や社会保障制度との関係、市民への情報発信の重要性についても検討を要するとの意見が示されました。これらの議論を踏まえ、今後予定されている市民を交えた「議会改革に関する意見交換会」を経て、議会改革特別委員会として具体的な方向性を整理することを確認しました。

【第11回】

- 1 審査年月日 令和7年12月12日(金)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 中村洋子、桜井 卓、小久保博雅、湯沢美恵、
島野和夫、高橋 誠、永井 司、滝瀬光一、

大嶋達巳、工藤日出夫

4 委員外議員 毛呂一夫（総務文教常任委員長）

5 議 題 （1）閉会中の継続審査に関する件について

（2）中間報告の申し出について

（3）その他

各常任委員会協議会において実施した委員間討議の試行結果について各常任委員長より報告を受けました。委員からは、委員間討議の有効性や課題、執行部の同席の是非や委員長のファシリテーションの重要性について多様な意見が出されました。これらの報告を踏まえ、「委員間討議の運用に関する申合せ」を最終的に取りまとめる予定です。

以上がこれまでの審査経過であります。今後更なる調査研究及び議論を深めるため、引き続き閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上報告いたします。

令和7年12月19日

議会改革特別委員会
委員長 工藤 日出夫

北本市議会議長 保 角 美 代 様

議提第 8 号

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

会議規則第 14 条の規定により、北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 19 日 提出

提出者	北本市議会議員	金 森	すみ子
賛成者	北本市議会議員	斉 藤	章
賛成者	北本市議会議員	桜 井	卓
賛成者	北本市議会議員	今 関	公 美
賛成者	北本市議会議員	青 野	康 子
賛成者	北本市議会議員	小久保	博 雅
賛成者	北本市議会議員	毛 呂	一 夫
賛成者	北本市議会議員	岡 村	有 正
賛成者	北本市議会議員	湯 沢	美 恵
賛成者	北本市議会議員	島 野	和 夫
賛成者	北本市議会議員	高 橋	誠
賛成者	北本市議会議員	永 井	司
賛成者	北本市議会議員	村 田	裕 子
賛成者	北本市議会議員	滝 瀬	光 一
賛成者	北本市議会議員	中 村	洋 子
賛成者	北本市議会議員	現王園	孝 昭
賛成者	北本市議会議員	諏 訪	幸 男
賛成者	北本市議会議員	大 嶋	達 巳
賛成者	北本市議会議員	工 藤	日出夫

北本市議会議長 保 角 美 代 様

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。